

【 あっせん・調停・仲裁の特徴 】

	内 容	特 徴
あ っ せ ん	<p><u>審理内容</u>・・・当事者双方の主張の要点を確かめ、当事者間の歩みよりを勧め、解決を図る。</p> <p><u>あっせん委員</u>・・・原則として1名</p> <p><u>審理回数</u>・・・1～3回程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調停の手続を簡略にしたもの。 ■ 早急な解決が必要な場合や、技術的な争点が少ない場合に適している。 ■ あっせんが成立したときは和解書を作成する。これは民法上の和解（第695条、696条）としての効力をもつ。 ■ 別途公正証書を作成したり、確定判決を得たりしないと強制執行ができない。
調 停	<p><u>審理内容</u>・・・当事者双方の主張を聴き、争点を整理し、調停案を作成してその受諾を勧告し、解決を図る。</p> <p><u>調停委員</u>・・・3名以内</p> <p><u>審理回数</u>・・・3～5回程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当事者の互譲により、実情に即した解決を図るもの。 ■ 技術的、法律的な争点が多く、あっせんでは解決が見込めない場合に適している。 ■ 調停が成立したときは調停書を作成する。これは民法上の和解（第695条、696条）としての効力をもつ。 ■ 別途公正証書を作成したり、確定判決を得たりしないと強制執行ができない。
仲 裁	<p><u>審理内容</u>・・・当事者双方の主張を聴き、必要に応じ証拠調べや、現地調査をして、仲裁委員が仲裁判断を行う。</p> <p><u>仲裁委員</u>・・・3名以内</p> <p><u>審理回数</u>・・・必要な回数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仲裁委員が、仲裁判断を行い、当事者双方はその判断に服するもので、民事訴訟に代わるもの。仲裁手続には、裁判のような上訴の制度はない。 ■ 仲裁を申請するには、当事者間の「仲裁合意」が必要。 ■ 仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する（仲裁法第45条第1項）ものであり、仲裁判断の内容については裁判所で争うことはできない。

（注）仲裁の申請には、時効の完成猶予及び更新の効力があります。あっせん又は調停では、解決の見込みがないことを理由に手続が打ち切られた場合において、打切りの通知を受けてから1か月以内に裁判所に訴えを提起したときは、あっせん又は調停の申請の時に遡って時効の完成猶予の効力が生じます。